

第百五十四回国会
衆議院

総務委員会議 録 第十五号

平成十四年四月二十三日(火曜日)

正午開議

出席委員

委員長 平林 鴻三君

理事 川崎 二郎君 理事 安住 淳君

理事 後藤 斎君 理事 榎屋 敬悟君

理事 黄川田 徹君

理事 赤城 徳彦君

金子 恭之君 大野 松茂君

新藤 義孝君 滝 章君

吉野 正芳君 伊藤 忠治君

島 聡君 田並 胤明君

武正 公一君 中村 哲治君

松崎 公昭君 松沢 成文君

遠藤 和良君 石原健太郎君

春名 真章君 矢島 恒夫君

重野 安正君 横光 克彦君

三村 申吾君

総務大臣 片山虎之助君

総務大臣政務官 滝 実君

総務委員会専門員 大久保 暁君

委員の異動

四月二十三日

辞任 補欠選任

谷本 龍哉君 金子 恭之君

同日

辞任 補欠選任

金子 恭之君 谷本 龍哉君

四月二十二日

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第三

三号)(参議院送付)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第三
三号)(参議院送付)

○平林委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、参議院送付、電波法の一部を改正す
る法律案を議題といたします。

これより趣旨の説明を聴取いたします。片山総
務大臣。

電波法の一部を改正する法律案

(本号末尾に掲載)

○片山国務大臣 電波法の一部を改正する法律案
につきまして、その提案理由及び内容の概要を御
説明申し上げます。

この法律案は、IT革命の進展に伴い深刻化し
た電波の逼迫状況におきまして、無線アクセスや
移動通信サービスなどの発展のために必要な新た
な電波ニーズに的確に対応できるよう、電波の再
配分など電波の有効利用政策を総合的かつ計画的
に推進するため、電波の利用状況を調査し評価等
する措置を講ずるとともに、無線局に関する情報
の提供制度を拡充するものであります。

次に、この法律案の概要を御説明申し上げます。

第一に、総務大臣は、電波がむだなく効率的に
利用されているか、また、無線通信の光ファイ
バーへの転換が可能かなど電波の実際の利用
状況について、おおむね三年ごとに調査を行い、
その結果を公表するとともに、国民のさまざまな
意見を踏まえて、電波の有効利用の程度を評価、
公表することとしております。また、総務大臣
は、電波の再配分を実施した場合に免許人に及ぼ

す経済的な影響等をあらかじめ調査できることに
するとともに、これらの調査のため必要な情報に
ついて、免許人から報告を求めることができるこ
としております。

第二に、電波行政の透明性の向上を図るととも
に、民間分野における電波の有効利用の一層の推
進を図るため、総務大臣は、無線局に関する情報
の概要をインターネット上で公表することとする
ほか、無線局に関するより詳細な情報について
も、自己の無線局の開設等のため他の無線局との
混信調査を行うおとする者からの求めに応じ、混
信調査以外の目的への利用等を禁じた上で必要な
情報を提供することとしております。

以上のほか、所要の規定の整備を行うこととし
ております。

なお、この法律は、一部を除き、公布の日から
起算して六月を超えない範囲内において政令で定
める日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及び内容の概要
であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決くだ
さいますようお願い申し上げます。

○平林委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

次回は、来る二十五日木曜日午前八時五十分理
事会、午前九時委員会を開会することとし、本日
は、これにて散会いたします。

午後零時二分散会

電波法の一部を改正する法律案

電波法の一部を改正する法律

電波法(昭和二十五年法律第三十一号)の一部
を次のように改正する。

第二十五条の見出し中「の公示」を「に関する情

報の公表等」に改め、同条中「について」を「の免
許状に記載された事項のうち」に、「事項を公示」
を「ものをインターネットの利用その他の方法に
より公表」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定により公表する事項のほか、総務
大臣は、自己の無線局の開設又は周波数の変更
をする場合その他総務省令で定める場合に必要
とされる混信に関する調査を行うおとする者の
求めに応じ、当該調査を行うために必要な限度
において、当該者に対し、無線局の無線設備の
工事設計その他の無線局に関する事項に係る情
報であつて総務省令で定めるものを提供するこ
とができる。

3 前項の規定に基づき情報の提供を受けた者
は、当該情報を同項の調査の用に供する目的以
外の目的のために利用し、又は提供してはなら
ない。

第二十六条の見出しを「(周波数割当計画)」に改
め、同条第一項中「及び割り当てた周波数の現状
を示す表」及び「周波数割当計画については」を
削り、同条の次に次の一条を加える。

(電波の利用状況の調査等)

第二十六条の二 総務大臣は、周波数割当計画の
作成又は変更その他電波の有効利用に資する施
策を総合的かつ計画的に推進するため、おおむ
ね三年ごとに、総務省令で定めるところにより
、無線局の数、無線局の行う無線通信の通信
量、無線局の無線設備の使用の態様その他の電
波の利用状況を把握するために必要な事項とし
て総務省令で定める事項の調査(以下この条に
おいて「利用状況調査」という。)を行うものとす
る。

2 総務大臣は、必要があると認めるときは、前
項の期間の中間において、対象を限定して臨時
の利用状況調査を行うことができる。

第一類第二号

総務委員会議録第十五号

平成十四年四月二十三日

3 総務大臣は、利用状況調査の結果に基づき、電波に関する技術の発達及び需要の動向、周波数割当てに関する国際的動向その他の事情を勘案して、電波の有効利用の程度を評価するものとする。

4 総務大臣は、利用状況調査を行ったとき及び前項の規定により評価したときは、総務省令で定めるところにより、その結果の概要を公表するものとする。

5 総務大臣は、第三項の評価の結果に基づき、周波数割当て計画を作成し、又は変更しようとする場合において必要があると認めるときは、総務省令で定めるところにより、当該周波数割当て計画の作成又は変更が免許人に及ぼす技術的及び経済的な影響を調査することができる。

6 総務大臣は、利用状況調査及び前項に規定する調査を行うため必要な限度において、免許人に対し、必要な事項について報告を求めることができる。

第二十七条の十一第一項中「及び第二十五条を削る。」

第三十七条第七号を削る。

第九十九条の十一第一項第一号中「(認定)」の下に、「第二十六条の二第一項(電波の利用状況の調査等)」を加え、同項第二号中「作成し、又は変更しようとするときの下に」、「第二十六条の二第三項の規定により電波の有効利用の程度を評価しようとするとき」を加える。

第二百三十三条第一項中第十九号を第二十号とし、第六号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

六 第二十五条第二項の規定による情報の提供を受ける者

第二百三十三条中第十四号を第十五号とし、第二号から第十四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十六条の二第六項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

第二百三十六条中第十号を第十一号とし、第七号か

ら第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 第二十五条第三項の規定に違反して、情報を同条第二項の調査の用に供する目的以外の目的のために利用し、又は提供した者

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第九十九条の十一第一項第一号の改正規定
公布の日

二 第三十七条の改正規定 平成十二年十二月五日に採択された千九百七十四年の海上における人命の安全のための国際条約附属書の改正が日本国について効力を生ずる日

三 第二十五条、第二十七条の十一第一項、第二百三十三条第一項及び第二百三十六条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

(検討)

2 政府は、この法律の施行後十年を経過した場合において、改正後の第二十六条の二の規定の施行状況について電波の監督管理の観点から検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

理由

深刻化した周波数の逼迫状況において、電波に対する国民の需要に的確に対応できるよう、無線局に関する情報の提供制度を拡充するほか、周波数割当て計画の変更等に資するため、電波の利用状況を調査し評価する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。